

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称		
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額 の内訳	① 1	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	① 2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉔D欄の合計金額)	(付表2-1の㉑・㉕E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除の内訳額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉖D欄の金額)	(付表2-1の㉖E欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑱欄へ
	⑤ 1 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ 1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑲欄へ
	⑤ 2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ 2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉒欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。